

### (3) 保安施設設置基準

## 保安施設設置基準

道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について  
(国土交通省道路局長通知平成 18 年 3 月 31 日  
道路工事現場における標示施設等の設置基準 (建設省道路局長通知、  
昭和 37 年 8 月 30 日、国土交通省道路局長通知、平成 18 年 3 月 31 日一部改正)  
維持修繕工事保安施設設置基準 (案) (建設省道路局昭和 40 年 10 月)  
道路工事保安施設設置基準 (案) (道路局国道第一課昭和 46 年 5 月 27 日)

円滑な道路交通と現場作業員の安全を確保するため道路工事(道路占用工事に係るものを含む、以下同じ)現場における標示施設、防護施設の設置及びこれら管理の取扱いを下記のとおり定める。

### (道路工事の標識等)

- 1 道路工事を行なう場合は、必要な道路標識を設置するほか工事区間の起終点ならびに修繕、舗装工事等工事延長が長く、しかも一日の施工延長の短い場合は、当日の施工箇所の前後にも別表様式(保安施設標準様式。以下単に様式という。)の 6 番に示す表示板を設置するものとする。ただし、短期間に完了する軽易な工事については、この限りでない。なお、工事期間については交通上支障を与える実際の期間を記入するものとする。標識等は道路構造令に定める視距を満足する位置に設置し、交通量その他現地の状況により枚数等を定める。作業休止中で通行に支障のない場合、標識等を撤去するかまたはシート等でかくすこと。

### (夜間作業または昼夜兼行作業の標示)

- 2 夜間作業または昼夜兼行作業を行なう道路工事現場において、別表様式 6 番に示すとおり道路工事の標示板の直上に、標示板 A 型または B 型をそれぞれ標示するものとする。

### (防護施設等の設置)

- 3 工事中の歩行者対策については万全の措置を講じること。また、車輛等の侵入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標識等を用いて工事現場を囲むものとする。

### (まわり道の標示)

- 4 道路工事のためまわり道を設ける場合は、当該まわり道を必要とする期間中、まわり道の入口に別表様式 12 番に示す標示板を設置し、まわり道の途中の各交差点(迷い込む恐れのない小分岐を除く。)において、別表図 1 及び図 2 に示す要領により道路標識「まわり道」(120-A)を別表様式 13 番に示す補助板を附して設置するものとする。(参考 (1) 参考 (2) 及び参考 (3) を参照)

### (色彩)

- 5 道路工事現場において、一般交通に対する標示を目的として、標示施設または防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色斜の縞模様(幅 10cm)を用いるものとする。

### (施設の管理)

- 6 道路工事現場における標示板及び防護施設は、堅固な構造とし所定の位置に整然と設置して修繕、塗装、清掃等の維持を常時行なうほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明または反射装置を施すものとする。

### (安全管理)

- 7 当該工事を施工する請負者及び作業員は次の事項について、特に注意し実行しなければなら

ない。

- (1) 作業開始前に作業内容についての保安上の注意、保安施設の配置、服装、機械等の点検を行なうこと。
- (2) 工事材料、材料器具の整理に留意すると共に車輛等に注意し、自己を危険より守る努力をしなければならない。
- (3) 作業員はヘルメット（保安帽）をかぶり、現道工事では安全衣（夜間は反射）を着用し、現場責任者・安全管理者等は腕章をつけること。その他作業内容により、マスク、手袋、高所作業用の滑らない履物等を着用すること。
- (4) 事故発生の際の車輛の通行方法、まわり道、警察、病院等の所在地その他とるべき必要な措置について予め考慮しておくこと。
- (5) 保安施設の設置にあたっては下記参考事項により、現場の実情を勘案のうえ実施すること。

参考 1 作業員の安全確保のための保安施設及びその配置については、各作業種別毎に交通量その他現場作業条件を考慮に入れて決定するものとする。

2 保安施設の基準ならびにその設置参考図を別表に示す。

- (6) 片側交互通行を行う場合は交通整理員または信号機をつけること。その他必要な場合は交通整理員をつけること。

#### (文字の書体)

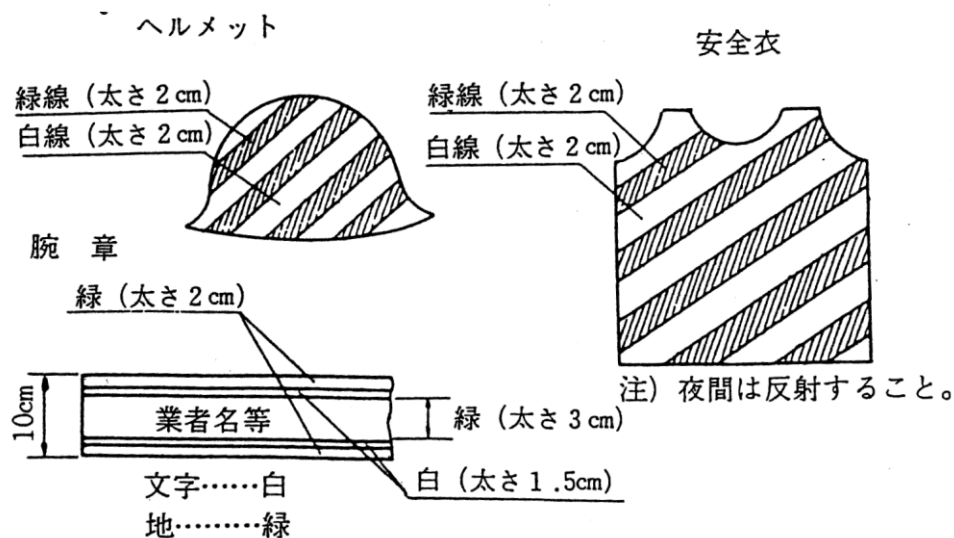
- 8 書体は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、別表第2備考」に規定するところによる。

#### (標示板の拡大)

- 9 標示板の大きさ等は必要に応じて所定の比率のまま拡大出来るものとする。

#### (交通整理員)

- 10 交通整理員は現場責任者または安全管理者等の指示に従い、はっきりした動作で適切な交通処理をすること。また下図に示した服装（ガードマンの場合は制服）、腕章をつけ、警笛、手旗（夜間は信号灯）を携帯すること。



### (歩行者の通行路等の確保)

11 歩道等における道路工事は、次のことに留意して行わなければならない。

- (1) 歩道（路側帯及び通常歩行者が通る道路の端の部分を含む。以下同じ。）の一部で、工事を行う場合は、1.5メートル（やむを得ない場合は0.75メートル）以上を常に歩行者の通行路として確保し、仮設視覚障害者誘導用ブロック（以下、「点字ブロック」という。）を設置すること。また、必要に応じて交通整理員等を配置し、歩行者（視覚障害者を含む）の安全な通行を図ること。
- (2) 横断歩道部分で道路工事を行う場合には、これに接した直近の場所に歩行者が安全に横断できる部分を設け、その位置まで誘導するため仮設点字ブロックを設置すること。また必要に応じて交通整理員等を配置し、歩行者（視覚障害者含む）の安全な横断を図ること。
- (3) 歩道の全部を使用して工事を行う場合は、1.5メートル（やむを得ない場合は0.75メートル）以上を歩行者の通行路として適正な位置に確保し、また仮設点字ブロックを設置すること。また、必要に応じて交通整理員等を配置し、歩行者（視覚障害者を含む）の安全な通行を図ること。
- (4) 歩行者の通路となる部分に接して道路工事を行う場合は、その境界に堅固な保安柵（必要によりガードレール、ガードロープ又は固定した柵）等を設置して、転落、逸脱等がないよう危険防止を図ること。
- (5) 仮設点字ブロックは、工事に伴い設置するすべての仮設歩道等に設置するものとする。なお、現況の歩道等に点字ブロックが未設置の場合でも仮設点字ブロックを設置するものとする。

表2-2-1 保安施設設置標準図一覧表

呼 称	適用条件（例示のない場合、適用条件類似のものに準じて処理のこと）				
	工 種	車線数	昼夜別	作業箇所	摘 要
A-1型 A-2型 A-3型 A-4型	車道打換舗装 " " "	4車線 2車線 4車線以上	夜間作業 " " "	片側全車線 " 片側一部車線 片側全車線	路面軌道のある場合
B-1型 B-2型	休業休止 "	4車線以上 2車線	昼夜間 "	片側全車線 "	
C-1型 C-2型	局部打換（小規模）、カットカ バーパッチング等	2車線 4車線以上	夜間作業 "	片側全車線 片側一部車線	工事箇所が短時間で移動 "
D-1型 D-2型	目地シール "		昼間作業 "	片側全車線 片側一部車線	比較的短時間で移動 "
E-1型	レーンマーク作業		昼間作業	車道区画線	
F-1型 F-2型 F-3型	路面、清掃 街渠柵清掃 ガードレール、標識、街渠等の 設置修繕路肩整正除草、ガード レールの清掃等		夜間作業 " "	車道 路側 路側、路肩又 は歩道	
G	歩道、道路照明、ケーブル埋設、 建柱等		夜間作業	歩道	

表2-2-2 保安施設の設置目的

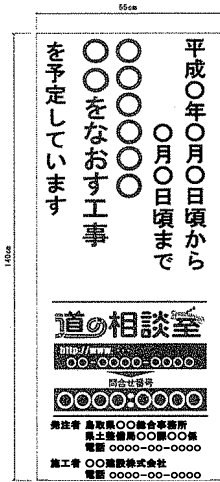
施 設	記 号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	そ の 他	摘 要
照 明 灯	○			○			300~500W
保 安 灯	●	○	○	○			
歩 道 柵	—●—		○	○			
バ リ ケ ー ド	→←		○	○			
ク	≡		○	○			砂袋等にて半固定させた バリケード
セーフティーコーン	○	○		○			
警戒標識（213）	①			○			
警戒標識（211）	②			○			
警戒標識（212-2）	③			○			
規制標識（311-E）	④	○			○		
規制標識（329）	⑤				○		
工 事 標 示 板	⑥					○	
お 願 い 標 示 板	⑦					○	
黄 色 回 転 灯	⑩			○			
保 安 要 員	人	○	○		○	○	
交 通 整 理 員	人	○			○		
作 業 者（またはこれに 代行するもの）	人		○				
誘 導 標 示 板	⑪	○		○	○		
まわり道案内標示板	⑫					○	
まわり道標識（120-A）	⑬					○	

保安施設標準様式図					
記号	①	②	③	④	⑤
名称	警戒標識 (213)	警戒標識 (211)	警戒標識 (212-2)	規制標識 (311-E)	規制標識 (329)
様式及び標準寸法 (単位mm)					
注	<p>拡大率1.6倍を標準とするが場所によって1倍または1.3倍を用いることができる。 補助標識必要とするときは50M先100M先100～500M先を現場の実状に応じて使用する。</p>	<p>拡大率1.6倍を標準とするが、場所によって1倍、または1.3倍を用いることができる。</p>	<p>拡大率1.6倍を標準とするが、場所によって1倍または、1.3倍を用いることができる。</p>	<p>拡大率1.6倍を標準とするが、場所によって、1倍または1.3倍を用いることができる。</p>	<p>拡大率1.6倍を標準とするが、場所によって、1倍または1.3倍を用いることができる。 交通量及び現場の状況により適宜設置すること。</p>

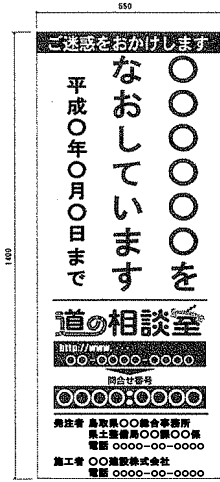
保安施設標準様式図		基準												
記号	⑥	⑦												
名称	工事標示板	お願い標示板												
様式及び標準寸法 (単位mm)														
注	<p>※色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及びび線は黒色、地を白色とする。工事看板表示例を参考のこと ※高輝度タイプを使用する。</p>	<p>白地に黒文字とする。</p> <p>※</p> <table border="1"> <tr> <td>工事請負者名</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>KK</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>TE</td> <td>LO</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>現場責任者名</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> </table> <p>110条11項に定めるもので工事標示板⑥、お願い標示板⑦いずれにも記入する。</p>	工事請負者名	〇	〇	KK	電話番号	TE	LO	〇〇〇〇	現場責任者名	〇	〇	〇
工事請負者名	〇	〇	KK											
電話番号	TE	LO	〇〇〇〇											
現場責任者名	〇	〇	〇											

保安施設標準様式図五七

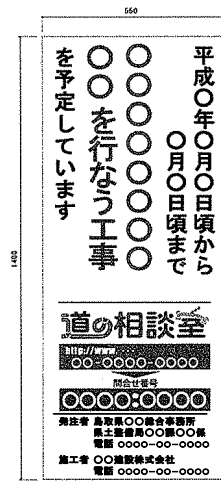
(様式1) 工事情報看板  
(道路補修工事)



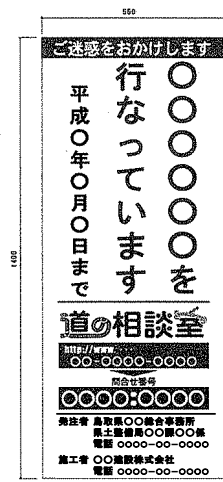
(様式2) 工事説明看板  
(道路補修工事)



(様式3) 工事情報看板  
(占用企業工事)



(様式4) 工事説明看板  
(占用企業工事)



(様式備考)

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。(工事看板表示例を参考のこと)
- (2) 工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。

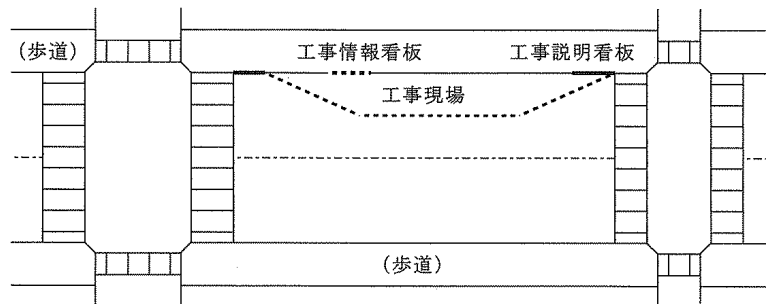


図 2-1-1 標示版の設置場所

(参考)

工事看板表示例

区分	主な工種	看板表示	
		工事の種類	工事の内容
道路改築工事	バイパス工事	道路改良工事	新しい道路をつくっています。
	現道拡幅工事	道路改良工事(〇〇拡幅)	道路を広げています。
	橋梁工事(下部工)	道路改良工事(下部工)	〇〇橋をつくっています。
	橋梁工事(上部工)	道路改良工事(上部工)	〇〇橋をつくっています。(橋を架けています。)
	地盤改良工事	道路改良工事(地盤改良工)	道路地盤を改良しております。
	トンネル工事	道路改良工事(トンネル工)	〇〇トンネルをつくっています。
	法面工事	道路改良工事(法面工)	法面对策(〇〇)を行っています。(植栽、法枠等)
	舗装工事	道路改良工事(舗装工)	舗装をしています。
道路維持・補修工事	防災工事	防災工事	落石対策を行っています。
	雪寒工事	雪寒工事	雪対策を行っています。
	舗装工事	舗装修繕工事	舗装をなおしています
	歩道工事	歩道整備工事	歩道を広げています。(つくっています。)
	電線共同溝工事	電線共同溝工事	電線類を地中化しています
	植樹工事	植樹工事	植樹の管理をしています
	橋梁補強工事	橋梁補強工事	橋梁の補強を行っています
	塗装塗替工事	塗装塗替工事	歩道橋の塗替を行っています
	照明灯改修工事	照明灯改修工事	照明灯をなおしています
	道路維持工事	維持工事	維持補修を行っています
災害復旧工事	災害復旧工事	災害復旧を行っています。	

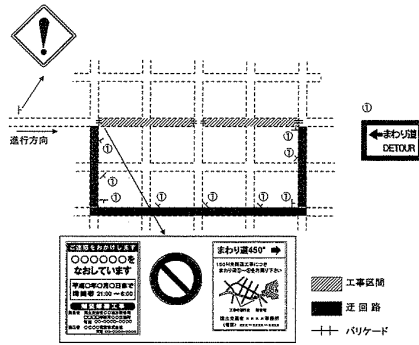


保安施設標準様式図			基準
記号	⑧	⑨	⑩
名称	保安灯	歩道柵	回転灯
様式及び標準寸法 (単位mm)			
注	(1) 視認距離夜間150m以上の効果をもつものであること。 (2) 保安灯の設置間隔は3mを標準とする。 (3) スズラン灯及びチューブ式を含む。	(1) 柱及びロープは、黒黄の縞をほどこすものとする。 (2) ロープの外径は12mm以上とする。 (3) 柱間隔は約5mとする。	(1) 確認距離200m以上のもつ黄色回転灯とする。

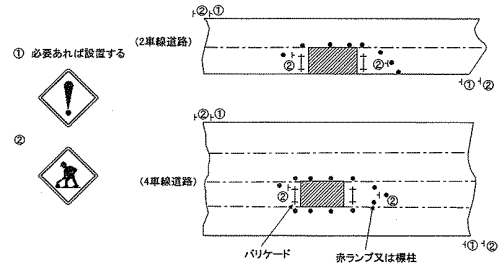
保安施設標準様式図八ノ十

保安施設標準様式図			
記号	⑪	⑫	⑬
名称	誘導標示板	まわり道案内標示板	ま
様式及び標準寸法 (単位mm)			
注	(1) 色彩は矢印「一」を黄色、地は、黒、工事中・徐行標識は標識令による。地は緑とし、内部照明とする。 また、矢印「一」は点滅式とする。	(1) 字体はゴシック体とし、文字及び緑線は、青色、地色は白色とする。なお「まわり道」の地は白色スコッチライトとする。 (2) 文字標示板は、作業に応じて使い分けること。	(1) 字体はゴシック体とし、文字及び緑線は青色、矢印を赤色、地は白色スコッチライトとする。

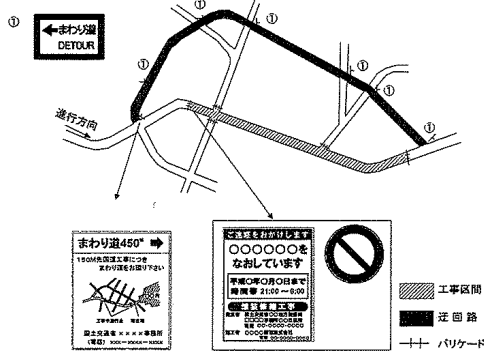
参考1 工事中



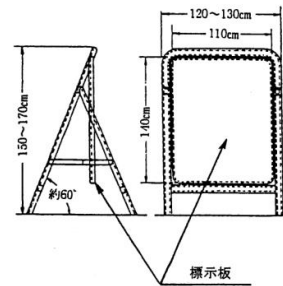
車線の一部が工事中の場合の標示例



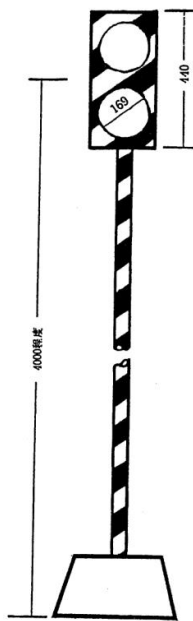
参考2 工事中 う回路の標示例<地方部の場合> (進行方向に対する標識の設置例を示す)



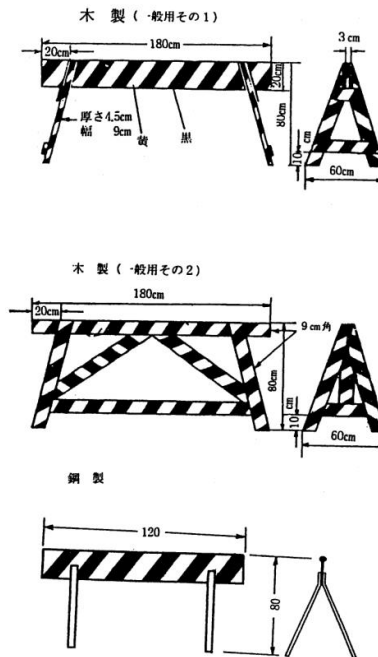
参考4 設置方法の一例

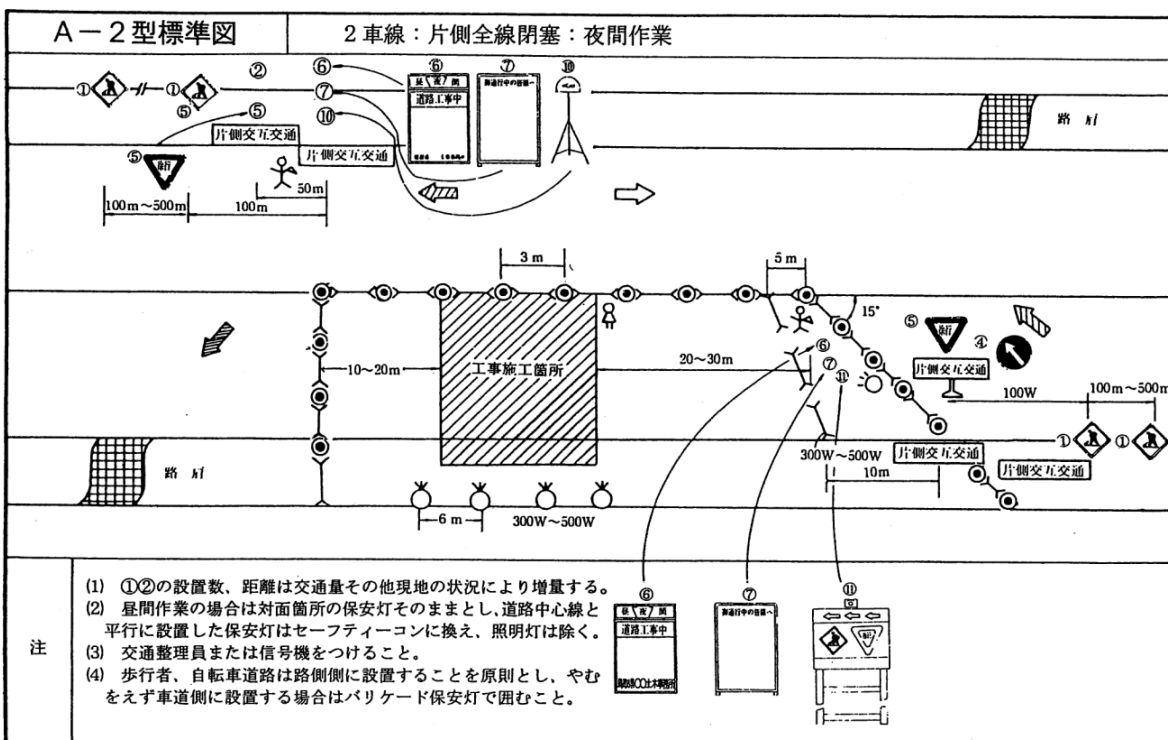
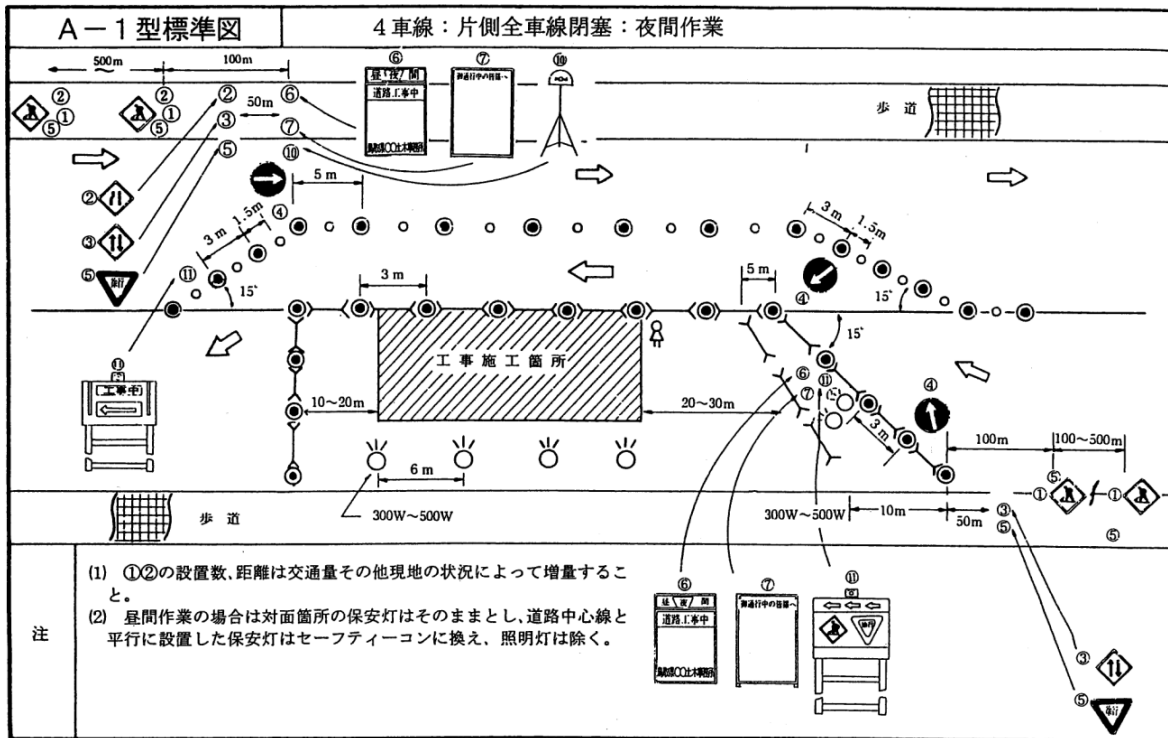


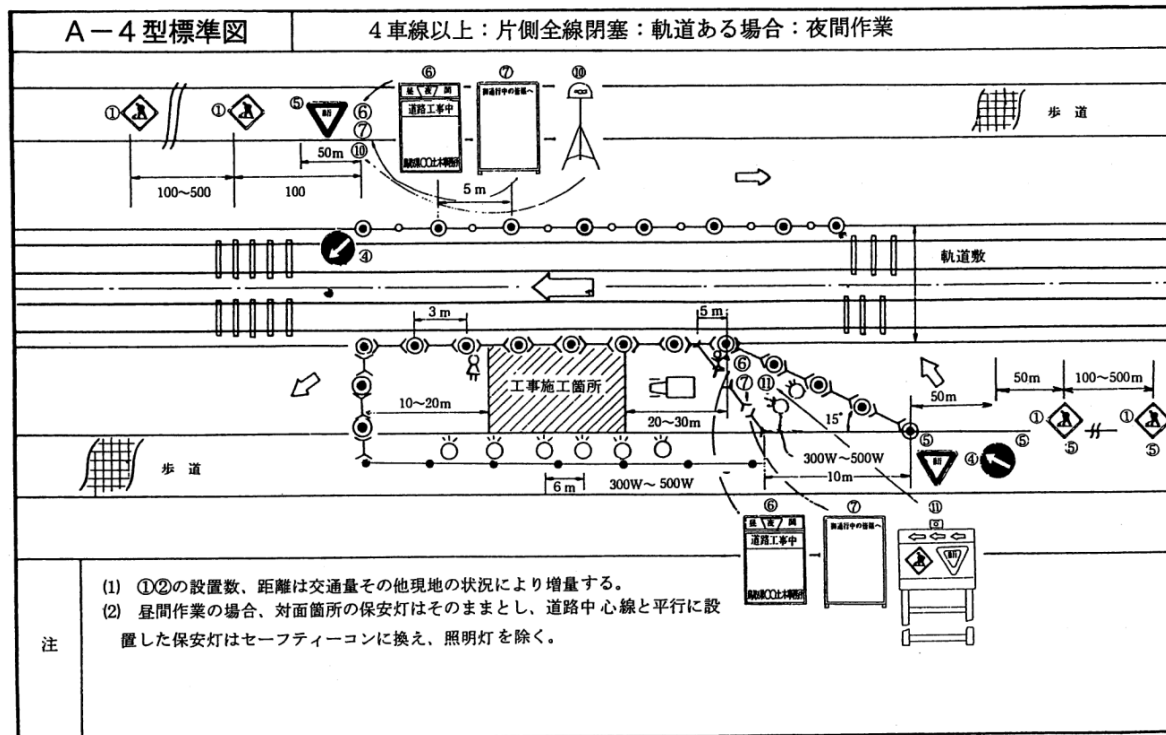
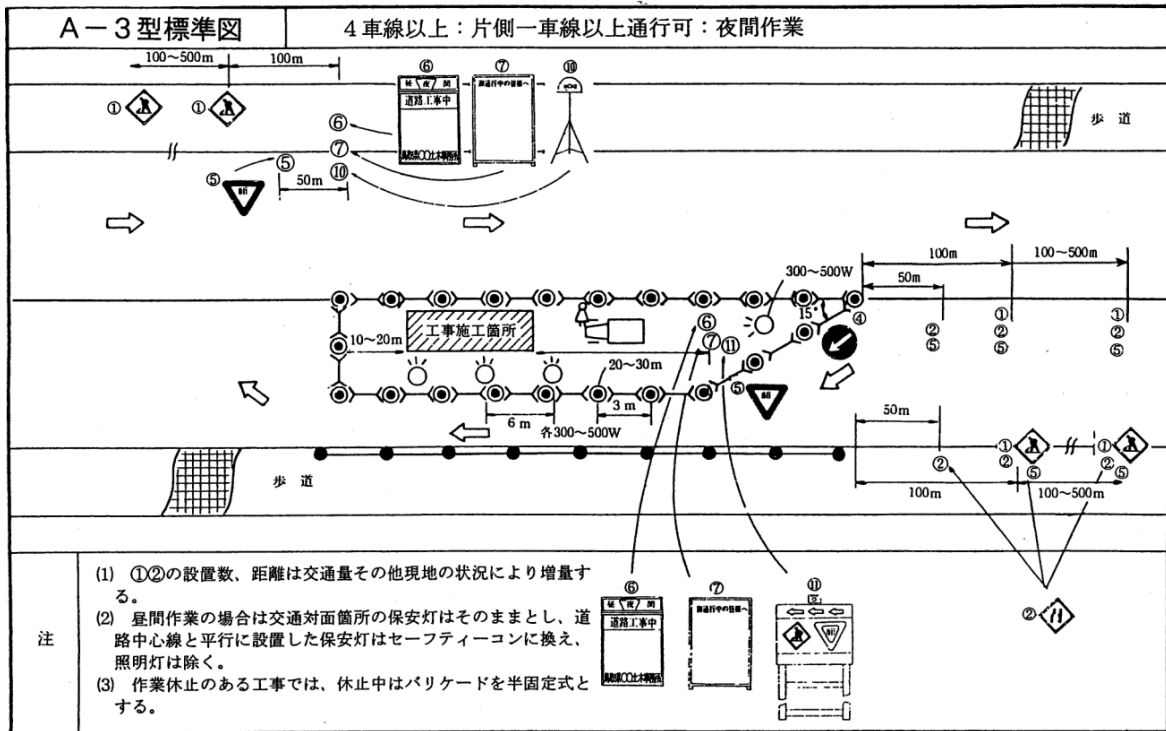
参考5 交通信号機

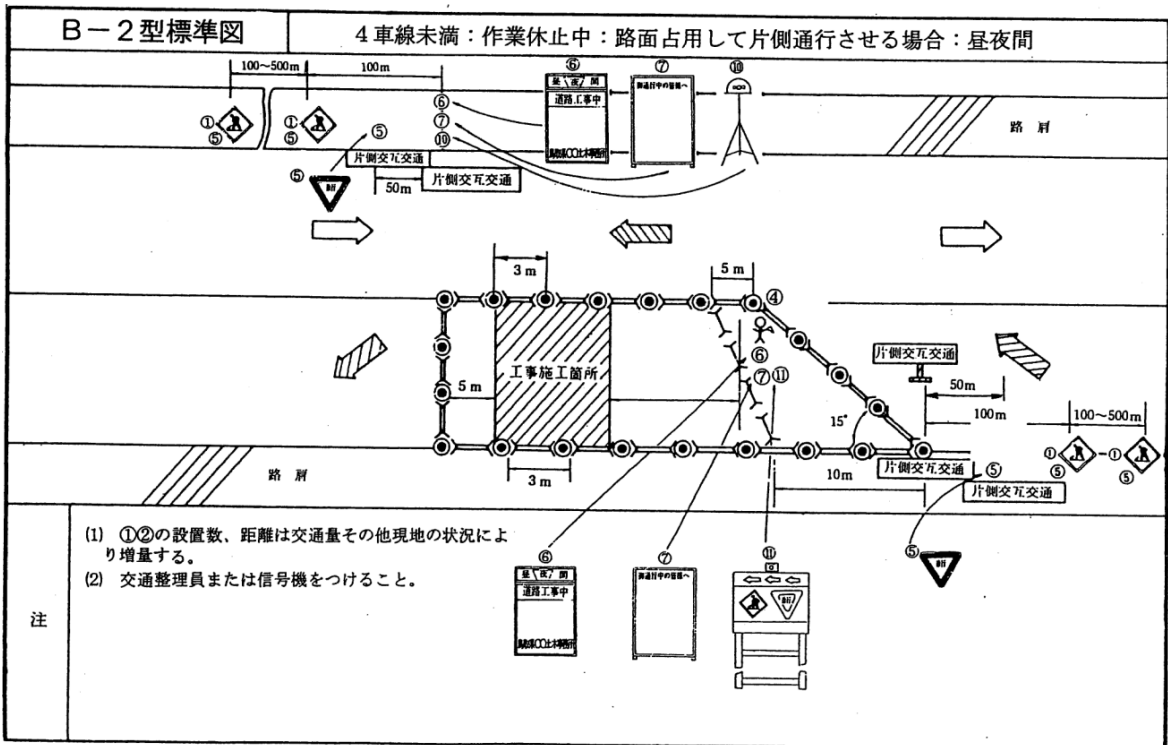
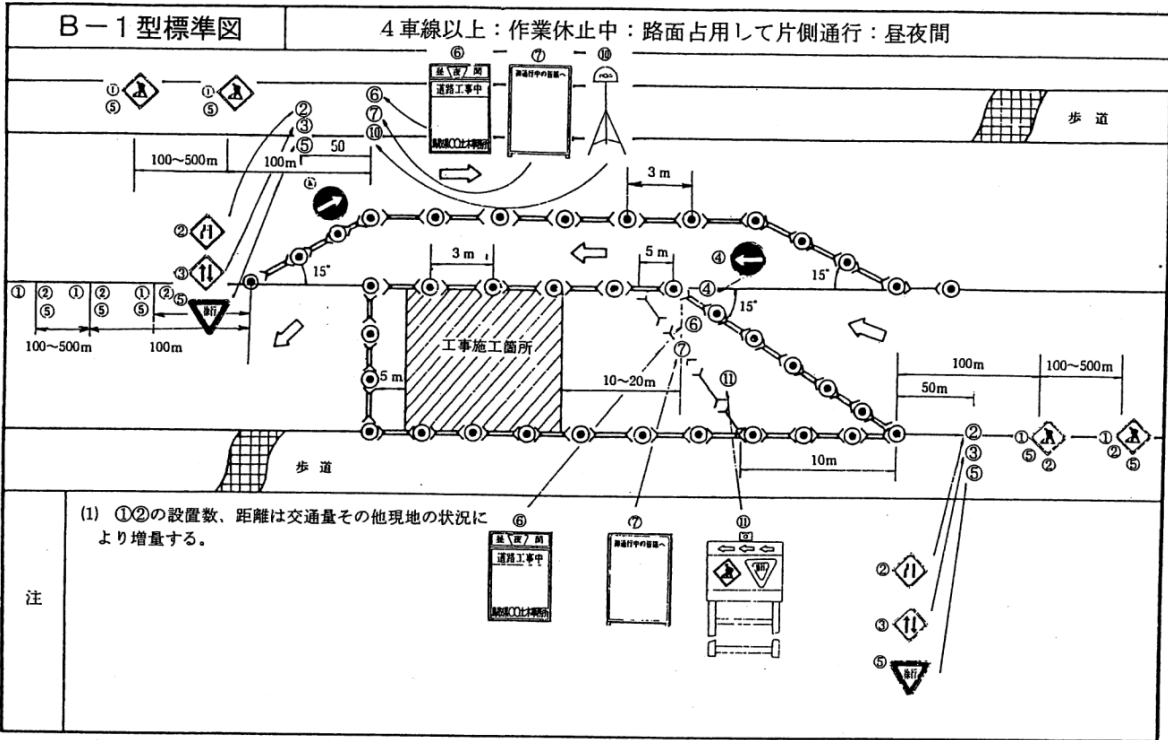


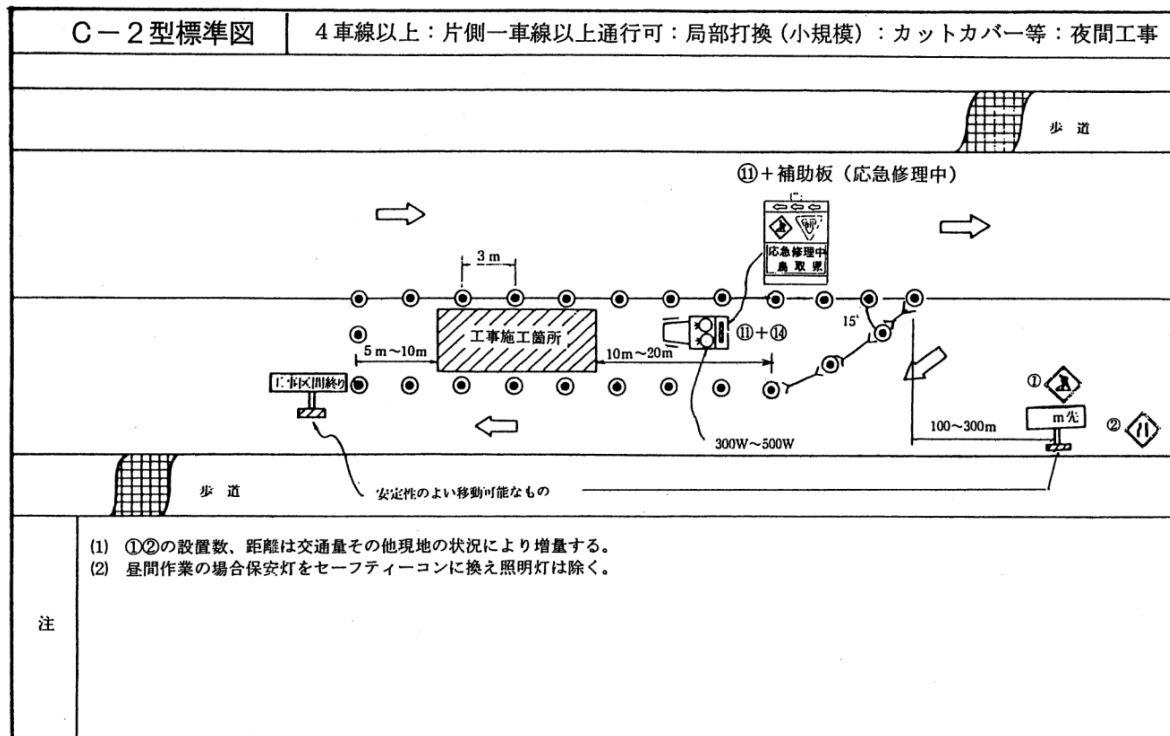
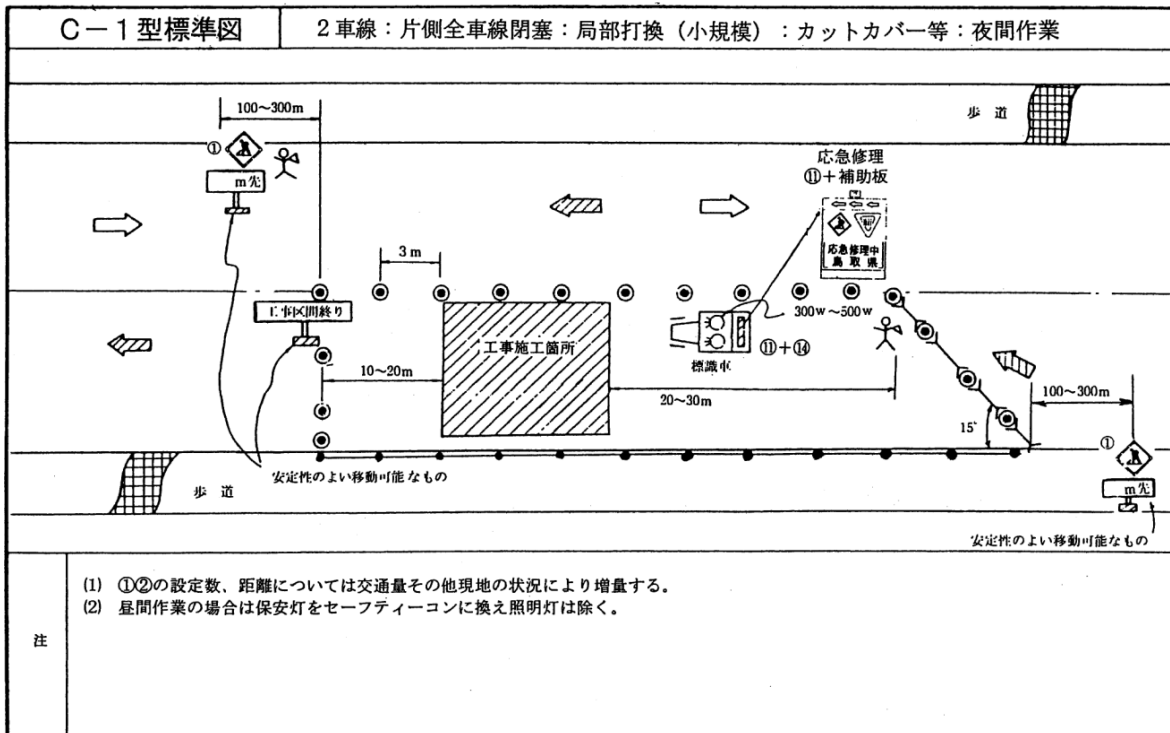
参考6 バリケード

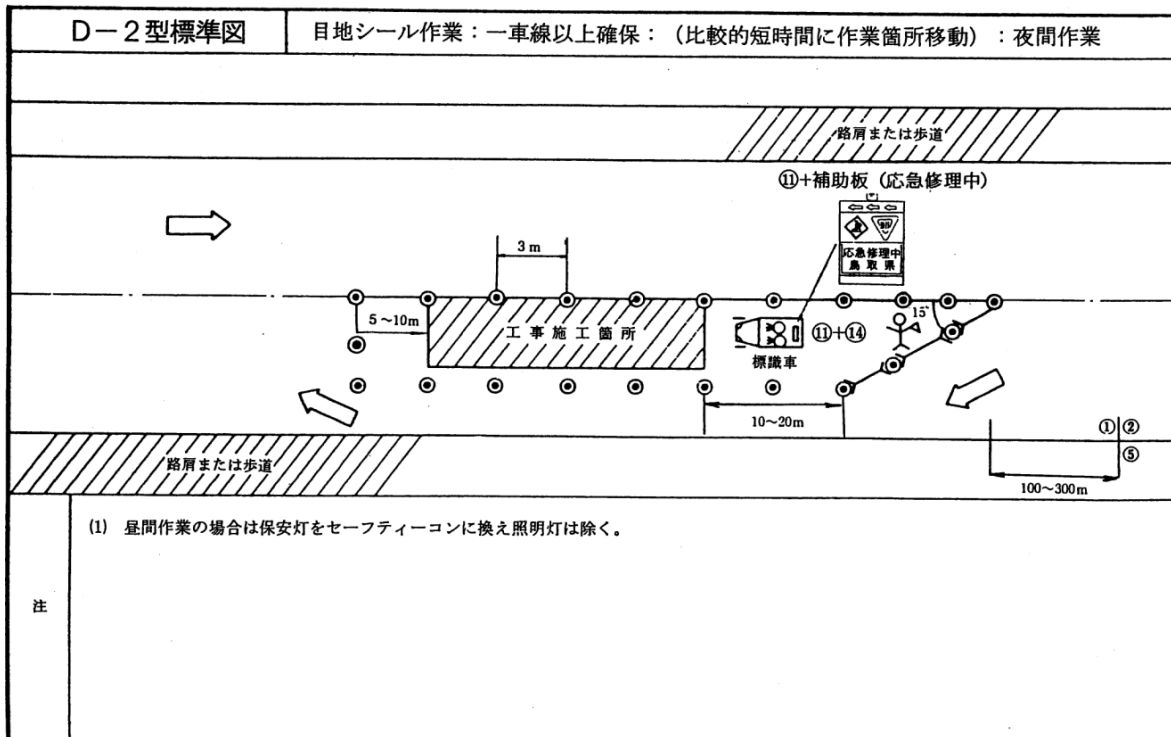
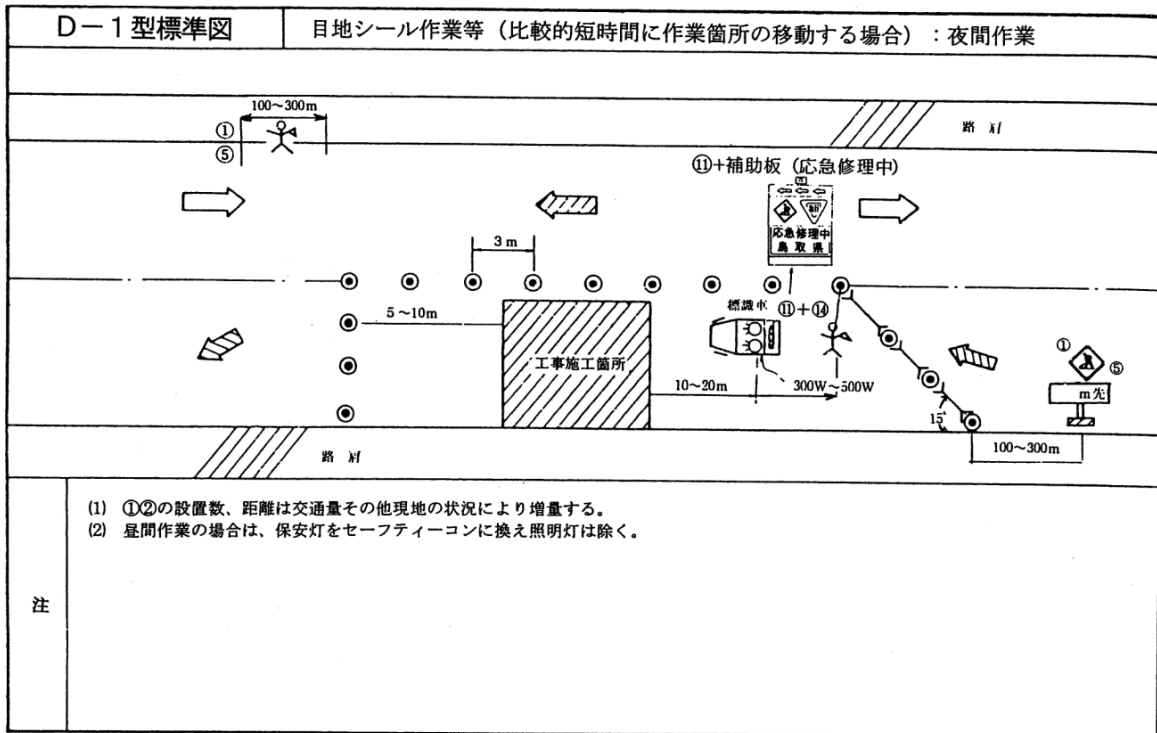


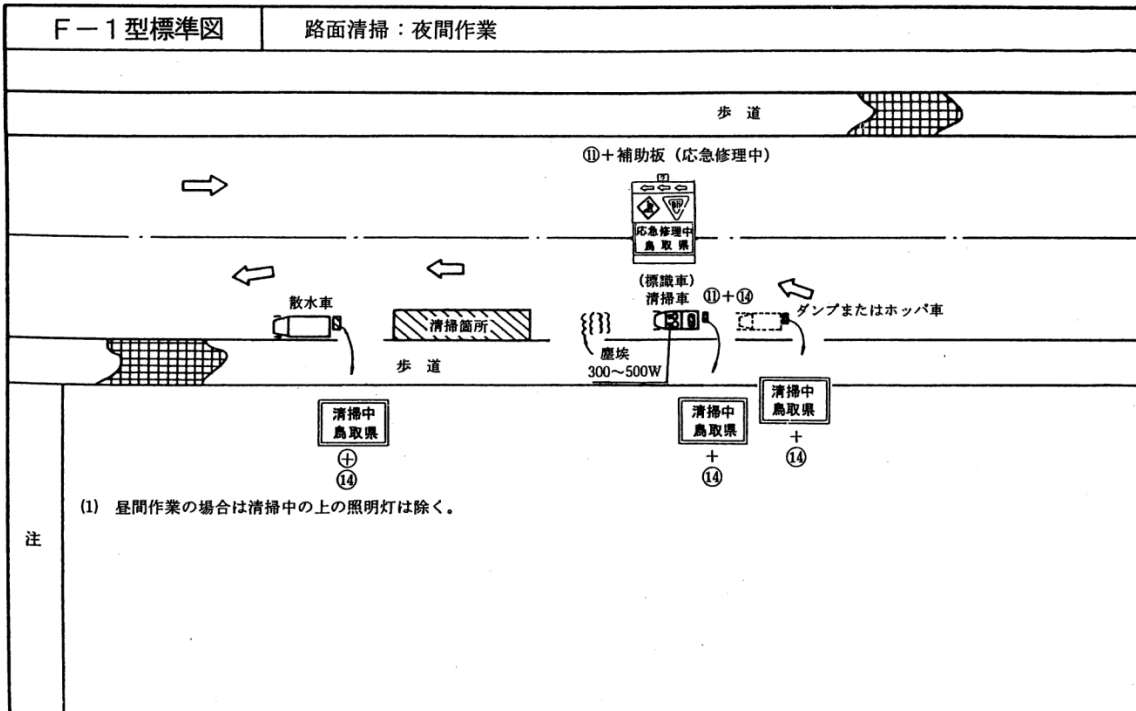
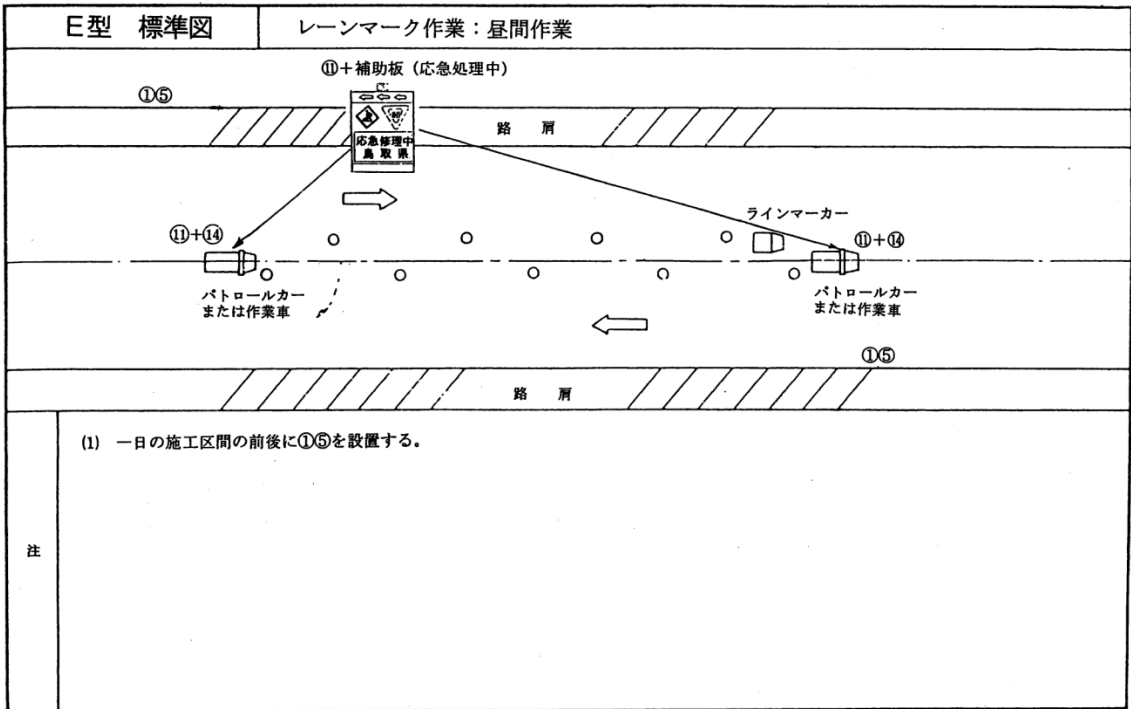






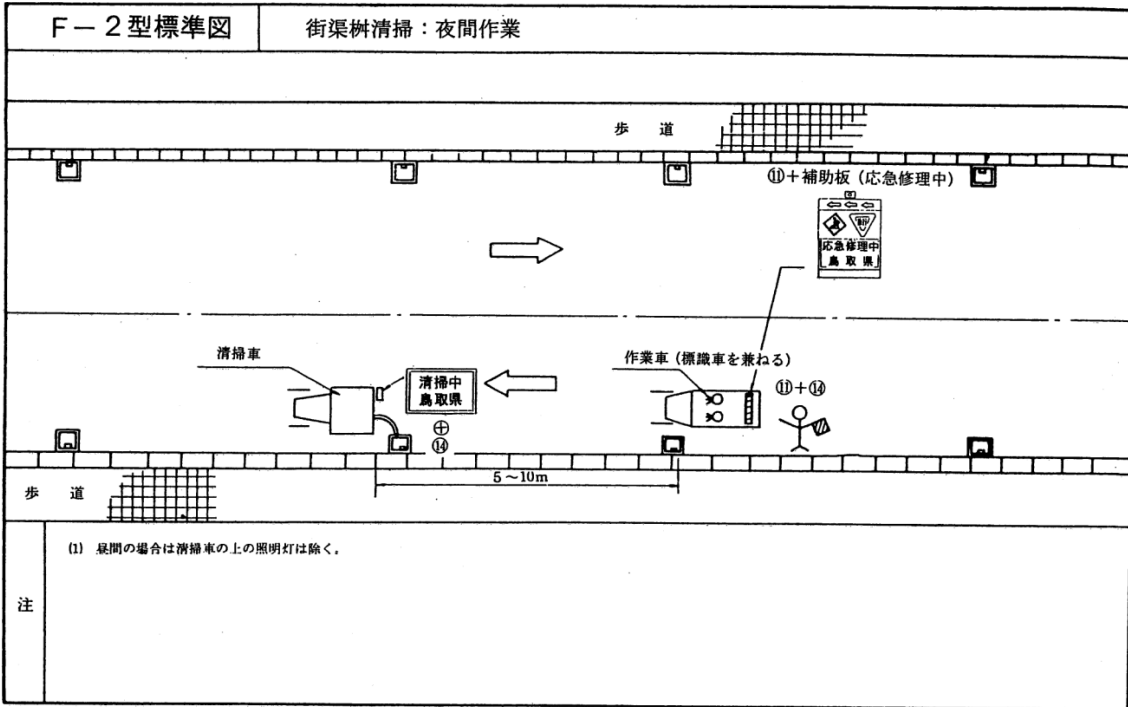




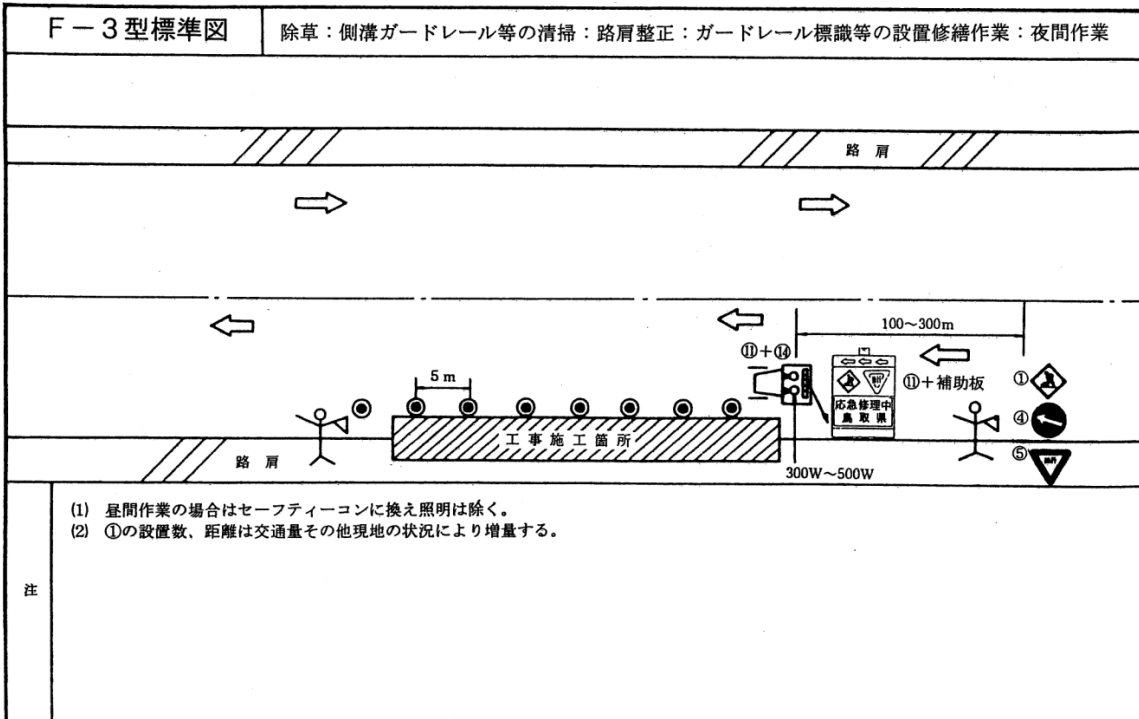


保安施設設置基準





保安施設設置基準



保安施設設置基準

G型 標準図

道路照明ケーブル埋設建柱：夜間作業

